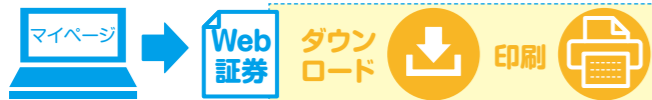


保険証券等の電子交付のご案内

便利で、早い上に、紙の使用の削減等、環境保護にもつながる保険証券等の電子交付をおすすめしています！
お客さまのパソコンやスマートフォンなどから契約者専用ページ「マイページ」へログインしてください。

こんなに便利!「マイページ」でできること

★ご契約内容の確認



★お引越時等での諸手続き (解約・改姓・改名)



★事故の際のご連絡



「マイページ」のご利用方法

1. エイ・ワン少額短期保険のホームページにアクセスします。

エイ・ワン少額短期保険 で 検索 <https://www.a1ssi.com/>にアクセス

2. 賃貸向け保険をご契約の方
マイページログイン

※ご契約が「マイページ」に反映されるまでお時間がかかる場合がございます。
※内容により対応が後日になる場合がございます。
※インターネット通信料はご契約者様のご負担となります。

3. 新規ご登録 (はじめてご利用の方)

初めて利用するときは、「新規ご登録 (はじめてご利用の方)」をクリックします。

個人契約の方
法人契約の方

個人契約か法人契約を選びます。
※法人の場合は「証券番号」が必要です。

4. 本人確認

証券番号 氏名
メールアドレス 等を入力

ご登録頂いたメールアドレスに登録用のURLが記載されたメールが届きます。案内に沿って進んでください。

お客様サービスセンター

0120-965-508

月～金 / 午前10時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)



盗難、火災、水漏れなど、事故が起きた場合は、
下記事故センターまでご連絡願います。

<事故センター>

☎ 0120-818-230

24時間365日受付

※土日祝日・月～金 / 午後5時～午前10時は受付のみとなります。

取扱代理店	担当者
エイ・ワン少額短期保険(株)の保険募集人(取扱代理店)は 保険契約締結の代理権を有しています。	

テナント(借用施設)で事業を営む方が、
安心安全に事業に専念していただくための事業保険です。

2020年7月
【T-P-004】

エイ・ワン テナント保険 『ご契約のしおり』 改訂版

木造・非木造の区分や難しい見積りは必要なく、
コースと補償額を選ぶだけで加入が出来る申込手続き楽々の保険です。

設備・什器等
補償

借家人
賠償責任
補償

施設
賠償責任
補償

1. 商品内容 P1～2
2. お支払いする損害保険金と免責のご説明など P3～4
(保険金が支払われる事例・支払われない事例)
3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報) P 5～10
4. テナント保険普通保険約款 P11～29

■ご不明な点や、お気づきの点、

また契約内容の変更・解約や、お引越しなどのご連絡は…

《お客様サービスセンター》 **0120-965-508**

月～金 / 午前10時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)
もしくは
裏表紙に記載の「マイページのご案内」の通り、お手続きください。

■火災・水漏れ・盗難など、事故のご連絡は…

《事故センター》 **0120-818-230**

24時間受付
※土日祝日および、
月～金 / 午後5時～午前10時は受付のみとなります。

※ご契約の際は、ご契約のしおり(約款)の内容を必ずご確認ください。

※ご契約のしおりには、保険契約の内容が記載された「テナント保険普通保険約款」と、保険契約について特に重要な内容が記載された「重要事項説明書」が入っています。

※保険契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合には、契約内容を被保険者にもお伝えください。

近畿財務局長(少額短期保険)第2号

エイ・ワン少額短期保険株式会社



【大阪本社】〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町1-9-26
ルーシッドスクエア船場9F

TEL. 06(4964)5519 FAX. 06(4964)5518

東京支店 名古屋支店 中四国支店 九州支店 沖縄支店 東北営業所 広島営業所

<https://www.a1-ssi.com>

f @a1kazai

t @a1_ssi

**テナント保険は「設備・什器等補償」と「借家人賠償責任補償」と「施設賠償責任補償」がセットになっています。
テナント(借用施設)でのビジネスをとりまく様々なリスクに対応した安心の「テナント保険」です。**

※本保険商品内容は補償の概要をわかりやすく記載したものです。詳細は「テナント保険普通保険約款」をご覧ください。

(1) 設備・什器等補償

借用施設内に收容される設備・什器等が火災・盗難・風災・水濡れなどの事故により、損害を被った場合に、損害にあった設備・什器等と同程度のものを新たに購入するための再調達価額(新価)に基づき損害保険金をお支払いします。

1  火災	2  落雷	3  破裂・爆発 <small>ガス爆発など</small>	4  風災・ひょう災・雪災 <small>台風や大雪など ※損害額20万円以上</small>
5  建物外部からの物体の 落下・飛来・衝突・倒壊	6  水濡れ <small>他人の戸室や給排水設備で 生じた事故に伴う借戸室 の水濡れ ※水災による場合は除く</small>	7  騒じょう <small>騒じょう、集団行動、労働争議 に伴う暴力行為や破壊行為</small>	8  盗難 <small>※業務用の通貨・預貯金証書 の盗難は「通貨等損害保険 金」参照</small>

臨時費用保険金／残存物取片づけ費用保険金

①～⑦の事故で設備・什器等保険金が支払われる場合において、お支払いの対象となります。

失火見舞費用保険金

火災・破裂または爆発等により、第三者の所有物、借用施設に損害が生じ、見舞金等が発生した場合にお支払いの対象となります。

通貨等損害保険金

借用施設の正規の保管場所に收容される業務用の通貨または預貯金証書の盗難によって損害が生じた場合にお支払いの対象となります。(限度額があります。)

建具等修理費用保険金

①～⑧の事故により、借用施設に損害が生じ、被保険者がその貸主との賃貸借契約に基づき、自己の費用でこれを修理した場合にお支払いの対象となります。(保険金額の10%を限度とします。)

水害費用保険金

台風、豪雨等により、借用施設が床上浸水を被った結果、損害が生じた場合にお支払いの対象となります。(限度額があります)



(2) 施設賠償責任補償

「施設の管理不備、業務過失」で第三者にケガをさせたり、第三者の物を壊したりしたことについて、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

(3) 借家人賠償責任補償

火災や爆発・破裂、給排水設備に生じた過失による水濡れ等の事故により借用施設に損害を与え、家主さんに法律上の責任を負った場合に保険金をお支払いします。

保険金額・保険料(コース別)

保 險 金 額	プラン	A	B	C	D	
	(1)設備・什器等保険金		300万円	500万円	700万円	1,000万円
(2)施設賠償責任保険金		1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	
(3)借家人賠償責任保険金		1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	
保 險 料	事務所小売店	1年	11,900円	14,600円	17,400円	21,500円
		2年	21,200円	26,100円	31,100円	38,500円
	飲食店	1年	44,500円	54,000円	63,600円	77,900円
		2年	86,300円	104,800円	123,400円	151,200円

※保険金の総額((1)+(2)+(3))が1,000万円を超えるときは、合計して1,000万円を限度とします。

【保険期間】保険期間は1年間または2年間です。(実際にご契約いただく保険期間については申込書にてご確認ください。)

※パンフレットに記載の内容は概要です。詳しい内容は、重要事項説明書、約款にて必ずご確認ください。

※パンフレットに記載の内容は概要です。詳しい内容は、重要事項説明書、約款にて必ずご確認ください。

(1) お支払いする設備・什器等保険金



損害保険金 ①～⑧	再調達価額(新価)により算出した損害の額とし、設備・什器等保険金額を限度とする ※貴金属・宝石・美術品等については時価額 ※⑧免責金額 10,000円
臨時費用保険金	損害保険金の30%に相当する額または100万円のいずれか低い額を限度
残存物取片づけ費用	損害保険金の10%を限度
失火見舞費用保険金	保険証券記載の保険金額の20%に相当する額を限度
通貨等損害保険金	通貨の盗難 30万円を限度 預貯金証書の盗難 300万円を限度
建具等修理費用保険金	保険証券記載の保険金額の10%に相当する額を限度 ※免責金額 3,000円
水害費用保険金	保険証券記載の保険金額の5%に相当する額

(2) お支払いする施設賠償責任保険金 **1,000万円限度** ※免責金額 10,000円(保険証券に記載)

(3) お支払いする借家人賠償責任保険金 **1,000万円限度** ※免責金額 10,000円(保険証券に記載)

※保険金の総額(1)+(2)+(3)が1,000万円を超えるときは、合計して1,000万円を限度とします。

設備・什器等補償 保険金をお支払いする事例

<p>火災</p>  <p>失火見舞費用保険金がプラス (保険金額の20%を限度) ◎被保険者が事務所や店舗から火災を起こし、第三者の所有物に損害が生じた。</p>	<p>風災</p>  <p>臨時費用保険金がプラス (保険金の30%または100万円のいずれか低い額を限度) ◎台風により窓ガラスが割れ、雨の吹込みにより業務用の家電製品が壊れ20万円以上の損害となった。</p>	<p>水濡れ</p>  <p>残存物取片づけ費用保険金をプラス (保険金額の10%を限度) ◎上階からの漏水により、被保険者の設備・什器が使用不能となり、業者に頼んで取片づけが必要となった。</p>	<p>盗難</p>  <p>窓から泥棒が入り、業務用の現金と預金通帳が盗難にあった。通貨等損害保険金が支払われた。 (通貨30万円、預貯金証書300万円が限度)</p>
---	---	---	---

※パンフレットに記載の内容は概要です。詳しい内容は、重要事項説明書、約款にて必ずご確認ください。

施設賠償責任補償 保険金をお支払いする事例

 <p>◎陳列棚が倒れてお客さまがケガをした。</p>	 <p>◎漏水で階下の店舗の商品を濡らした。</p>	 <p>◎従業員のミスでお客さまの衣服を汚した。</p>
--	---	---

借家人賠償責任補償 保険金をお支払いする事例

 <p>◎被保険者のたばこの不始末で火災となり、借用施設を全焼させた。</p>	 <p>◎水道の栓を締め忘れ、借用施設の床に損害を与えた。</p>
--	--

保険金をお支払いできない主な場合

◎保険契約者、被保険者の故意・重過失 ◎地震、噴火、津波、戦争、暴動 ◎商品・製品の損害 ◎輸送中または借用施設の外にある什器・備品 ◎自然の摩耗、さび、変色、虫食い等 ◎万引き、詐欺、横領、置き忘れ、紛失
◎特別な約定がある為に加重された損害賠償責任 ◎弁護士、会計士、医師、理容、美容、建築工事等の専門的職業行為の過失による損害賠償責任 ◎被保険者の占有を離れた商品に起因する損害賠償責任 ◎業務の完了・放棄後にその業務の結果に起因して負担する損害賠償責任 ◎自動車事故 ◎従業員の業務災害 ◎日本国外で発生した事故

ご加入いただくことのできない業種・用途

製造業(工場・作業所)、クリーニング店(取次店のみは可)、自動車・自動二輪車・自転車販売店、保育所、託児所、医薬品・医薬用品(コンタクトレンズを含む)販売店、パチンコ店、旅館、ホテル、火薬類専門販売業、LPガス販売店、ガソリンスタンド、エステティックサロン(確認書を取付た場合のみ可)、マッサージ店(確認書を取付た場合のみ可)、風俗営業店等、ジム、バー、スナック等、病院(診療所はOK)、老人ホーム・グループホーム(住んでいるものは×、一時サービスはOK)、各種学校(スクール形式、席について受けるものはOK)

その他 保険契約に関する内容

- ・ 保険期間について、保険期間開始日の0時に始まり、保険期間満了日の24時に終了します。
- ・ 契約に際し保険契約者の意向を確認させていただきます。借用施設(事務所・店舗)に収容される設備・什器等の金額により適正な保険コースを選択してください。
- ・ 本保険契約はテナント事務所、小売店、飲食店等の設備・什器等の保険です。商品や家財等は対象外です。
- ・ 故意の事故や詐欺を目的とした請求については保険金をお支払いしません。
- ・ 保険契約を解約した場合には保険料の返還があります。※返還額は約款の別表1をご参照ください。



※パンフレットに記載の内容は概要です。詳しい内容は、重要事項説明書、約款にて必ずご確認ください。